

第4回名勝洗足池公園保存活用連絡協議会 議事要旨

令和5年11月2日（木）13:30～15:30

洗足区民センター第一集会室

<当日資料>

- ①次第
- ②第3回協議会議事概要
- ③第3回協議会での指摘事項と対応方針
- ④資料-1 洗足池公園増設地整備内容の検討経過について
- ⑤資料-2 名勝公園マネジメント計画について
- ⑥資料-3 水環境改善対策実施計画について
- ⑦資料-4 景観構成重要木の伐採報告
- ⑧資料-5 都名勝洗足池公園指定範囲における樹木更新に伴う現状変更申請について

発言者	協議内容
-	--以下議事内容--
委員長	・ 本日の議事は3件、報告は2件である。 ・ 議題1、「洗足池公園増設地整備内容の検討経過について」、事務局から説明願いたい。
事務局	（資料-1 洗足池公園増設地整備内容の検討経過について 説明）
委員長	・ 園路の形状は前回提示された1番目の案を基本に、委員の要望等が反映されている。 例えば、ベンチを置くのはよいが、たまりの空間を作ってほしいなど、複数の意見があった。 ・ 資料にあるような形に近づけるには、現況の植栽を少し変える必要がある。 ・ 工事予定の関係で、委員から意見をいただくのは今回が最後となる。次回提示されるのは完成図であり、主な意見の反映は今日までとして進めたい。
委員	・ 資料では、一部階段を設けるようだが、車いすは通れるか。最近では駅でもエレベーターやエスカレーターを設置するなど、民間でもバリアフリーに取り組んでいるため、公園で車いすが通れなければ困ると思う。
事務局	・ 階段以外の園路部分は幅が2mあり、勾配も車いすを押して通れる程度としている。 ・ 元々高低差が大きい土地であるため、増設地の奥の方は階段となるが、基本的には車いすでも視点場から既存公園部分を回遊したり、ベンチ付近からの景観を楽しむよう設計している。
副委員長	・ 前回決めたことが反映されているので、基本的にはよいと思う。 ・ サークルベンチは池側の園路からかなり近いため、もう少しゆとりがあるほうがいい。 ・ 所々園路が曲がりすぎているため、あまりクネクネさせないほうがよい。 ・ 公園や庭園の園路は、土木の道路のように同じ幅である必要はない。 ・ サークルベンチ周辺は少しだけ造成するのか。
事務局	・ サークルベンチの下部分は、既存公園部分との接続部分にかなりの高低差があるため、盛土して造成する予定である。 ・ 全体的な切土盛土の関係を考えて土量が足りない場合は、サークルベンチの下部分をデッキにすることなども検討する。
副委員長	・ 資料3枚目の断面図について、サークルベンチの付近には低木を入れるのか。
事務局	・ 断面図には低木を記載していないが、サークルベンチの周りは低木と転落防止柵を設置する。平面図（資料1,2枚目）のサークルベンチ前面にある黒い点と線が転落防止柵である。

委員長	・造成や伐根をする場合、地歴が変わらないように域内で処理することが、文化財にとっても重要である。 ・園路形態については、副委員長と同じ意見である。 ・主園路と支園路のようなものがあってもよい。 ・指摘のように、車いすの利用等も勘案しながら検討を進めてほしい。 ・資料Ⅰ枚目の⑤の園路から突き出たベンチ部分は、近隣住民の理解が得られなければ整備しないということか。
事務局	・その通りである。
委員長	・現状変更申請も必要であるため、オブザーバーの東京都に意見を伺いたい。 ・整備後イメージのスケッチなどがあるとよいとの意見をされていたと思う。 ・副委員長の低木や転落防止柵に関する意見も含めてアドバイスいただきたい。
東京都	・事業の実施によって景観が良くなることが分かるビフォーアフターのスケッチなどがあれば、皆様もイメージしやすいのではないかと思います。例えばサクラが咲いている状況や、綺麗な名勝としてのイメージなど。 ・サークルベンチのところを盛土する場合、現状変更の対象になる。 ・地面に大きく手を加える場合は、埋蔵文化財の調査が必要になる可能性もあるため、検討が進んでから改めて相談いただきたい。
委員	・池に面した通路のあたりにイロハモミジ、クロマツ、ノムラモミジを植える予定のようだが、サクラが少ないような気がする。 ・サクラが植わっていれば、ぱっと見ても華やかな感じがしていいのではないか。
事務局	・サクラについては、後々大きくなることを考えて配置している。 ・他の樹木と調整して本数を増やすことは可能であるため、検討する。
委員長	・事務局には本日出た意見を踏まえ、内容を修正してもらいたい。 ・修正したものを整備内容の決定版としたいが、その都度協議会を開いて議論することは困難であるため、その確認は副委員長と委員長の私に一任いただきたい。 ＜一同賛同＞ ・工事に先立つ事務手続きは、事務局の方で適切に進めていただきたい。 ・２番目の議題、「名勝公園マネジメント計画について」、事務局から説明願いたい。
事務局	(資料-2 名勝公園マネジメント計画について 説明)
委員長	・計画が複数あるため、「名勝公園マネジメント計画」がどのようなものか、混乱する方もいるため、補足する。 ・近年、全国的に「パークマネジメントプラン」というものを作る動きがある。東京都はかなり先行して取り組んでいる。以前は行政主体で公園整備や維持管理をしていたが、今は住民や NPO 団体、民間企業等とともに取り組む流れがある。 ・大田区には現時点で区全体のパークマネジメントプランが存在しない。洗足池公園は、保存活用計画に「名勝公園マネジメント計画」を作るよう記載があるため、パークマネジメントプランに先行して作るということである。
東京都	・保存活用計画の本編 58 ページに「名勝公園マネジメント計画」を策定することが書かれており、本質的価値以外の要素に関するものと位置づけられている。しかし、資料では、保存活用計画の下にマネジメント計画があり、さらにその下に個別計画があるという、入れ子状態になっている。そのため、今回提示された「名勝公園マネジメント計画」は本質的価値以外の要素についての計画とはやや違う印象である。 ・ゾーニングの考え方は、保存活用計画の本編 6 ページにも似た内容があり、これに基づいて本質的価値を設定しているため、そちらとも整合性を取る必要がある。 ・そこに無いゾーニングは、子供広場、桜広場、図書館や今回整備しようとしている増設地あたりの 4 区画ではないかと思うが、そうしたことも保存活用計画と齟齬がないように組み立ててほしい。

委員長	・私も全く同感である。 ・マネジメント計画は、保存活用計画が尊重されつつ、保存活用計画の実施計画版のような認識でよいと思う。保存活用計画では具体的話は出ていないため、マネジメント計画で具体的に展開していく。 ・社会情勢は変化しており、行政主導だった公園整備、維持管理から転換していきたいという趣旨である。 ・今回は１回目であるため、今後も継続して皆様と議論していきたい。
副委員長	・計画の大きな狙いは理解したが、ゾーンに分ける必要性について、不明な部分がある。 ・例えば、資料-2の１枚目右半分の「３．ゾーン分けの考え方」、上から３行目に、「場所ごとの特性に合わせた」とあり、この「場所ごと」というのがゾーンだと思う。保存活用計画だと、資料編 55 ページで赤い点線で囲われているのがゾーンであり、資料にある「場所ごと」にあたる。 ・その「場所ごと」（保存活用計画にある赤い点線）とは異なる、新たなゾーンを考える必要性に疑問がある。例えば資料の一番下に黄色で「樹木を大きく育てるゾーン」、「積極的に学習の場として利用していくゾーン」と書いてあるが、樹木を大きく育てるところを学習に活用・利用するなど、両立することもある。 ・マネジメント計画の必要性はわかるが、ゾーン分けを導入する目的が不明である。
委員長	・保存活用計画の資料編 55 ページでは「エリア」と称されているが、私は「ゾーン」だと思う。「エリア」はもっと境界がはっきりしているものである。個人的にはどちらを使うかにこだわりはない。 ・「名勝全体を保存する」という概念は決して崩さないよう、事務局にはお願いしたい。これが崩れれば、名勝の意味が半減する。全体が保存された上で利活用を考え、風致景観を守るようお願いしたい。 ・ひとまず本日については「名勝公園マネジメント計画」というものを協議会で一緒に考えていきたいという、問題提起の段階ということではどうか。
事務局	・その通りである。
委員長	・発言できなかった委員は後日、事務局に提案、意見を伝えていただきたい。 ・この議題については次回以降も検討していく。 ・議題 3、「水環境改善対策実施計画について」説明願いたい。
事務局	(資料-3 水環境改善対策実施計画について 説明)
委員長	・洗足池の水質については、委員の皆様も関心が高いと思う。 ・今後の方策については、次回以降に提案がある。
委員	・資料には「池の塩化物イオンとアルミニウムの数値が高い」とあるが、何に由来するのか。
事務局	・基本的には凝集剤の成分の一部である。水質浄化施設で植物プランクトンなどを凝集させる際に混ぜる薬剤があり、それに塩化物イオン、アルミニウムが含まれている。それらが水質浄化施設からわずかに出ており、池へ流出している。
委員	・池全体をかいぼりする計画はあるか。
事務局	・かいぼりは池の底面を空気に触れさせることで、リンなどが水に溶けにくくなるなどの効果があると言われている。洗足池の場合は流入水量が少ないため、１回かいぼりしてしまうと水の蒸発などもあり、池が元に戻らない可能性がある。従って、かいぼりの実施は難しいと考える。
委員	・洗足池でも何年か前にかいぼりが実施され、北側のグラウンドへ一旦土を出して乾燥させ、トラックで搬出されることがある。
事務局	・それは東京都が管轄していた時代に実施された浚渫のことだと思う。 ・浚渫はかいぼりとは異なり、池底の泥をすくって搬出することを言うが、それは洗足池で実施した記録がある。

	・泥を池から出すことは池の水質に良い影響を与えるが、泥を出した分だけ池の貯水量が増え、水の入替わる時間が長くなることで、長期的には水質が悪化することも懸念される。
委員	・洗足池の水質が意外と綺麗であることを聞き、少し安心した。何年か前には池の水が緑色のドロドロしたような状態だった記憶がある。コイが泳いでいるところが見えるというのは、かなり水質が良くなったのだと感じた。 ・流入量が少ないのであれば、それを増やす方法を考えたい。 ・大田区では水害対策で、雨水を一度地下に貯めて、あとから外に出せるようにする工事をしているそうだが、雨水を洗足池に入れるのはどうか。
事務局	・下水道事業の一環で、一時的に大雨で多量の水が出た際に、下水があふれないよう対策している。そうした雨による水（初期雨水）は、非常に汚染されているため、池に入れるのは難しいと考える。
委員長	・問題点・課題のうち、流入水量が絶対的に足りないことは大きなポイントだと思う。水量の確保は必要であり、区も解決策を探している。次回以降、水を確保する手立てなども提案があるとよい。
委員	・特に今年の夏は猛暑がずっと続いて、樹木や低木が全部枯れてしまうところもあり、雨のバランスが以前とは違ってきていると思った。水質だけでなく水量についても、今後注視すべきであると感じる。
委員長	・水位が低下すれば、池の水量に影響し、風致景観、本質的価値に大きな影響を及ぼす。ぜひ効果的な対策を考えていただきたい。
事務局	・水質浄化施設の老朽化も課題であるが、実際に今水質浄化施設のポンプ2つが両方同時に故障している。今年度中に修理する予定で手配しているため、ご理解いただきたい。
委員長	・もし利用者、来園者から苦情が出た場合はどうするか。
事務局	・修理の手配をしてあることを説明する。 ・来年度（令和6年4月）には修理が完了している予定である。
委員長	・委員も場合によっては質問を受けることがあるかもしれないが、事情について皆様からも説明していただければと思う。 ・議事は以上だが、議題の2番目、3番目は今後も継続して協議会の場で話し合う。 ・続いて、報告事項が2つある。 ・まずは「景観構成重要木の伐採報告」について、報告願いたい。
事務局	（資料-4 景観構成重要木の伐採報告 説明）
委員長	・本協議会で承認済の伐採計画に基づいて、作業を進めているということによいか。
事務局	・その通りである。
副委員長	・資料の2枚目、一番上の伐採後の写真では、地面から高い位置で伐採している様子が見られるが、理由があるのか。
事務局	・地面ギリギリで切ってしまうと、この後伐根する際に引っかかりがなく、作業が難しくなるため、意図的に残している。
副委員長	・隣の写真のシダレヤナギ（No.461）は、地面に近い位置で切っているようだ。
事務局	・No.461は、周辺への影響を考えると伐根ができないため、地面に近い位置で切っている。今の状態でも少し段差になってしまっているため、躓かないようにもっと地面ギリギリの位置で切るよう現場に指示しているところである。
副委員長	・今後伐根するのであれば基本的に問題ないと思うが、高い位置で切ると見た目のインパクトが強い。一般の方が受ける印象を考慮した場合、もう少し低い位置で切ったほうが良いように感じる。
事務局	・承知した。現在、残した切り株には今後の予定を掲示している。
委員長	・東京都に伺いたい。これらの作業については区の教育委員会を通じてきちんと連絡、

	調整できているか。
東京都	・こちらでも把握している。引き続き状況を見ながら調整していく。
委員長	・伐根した後にできた穴を埋め戻す場合、地歴の関係で、別の土地から土を持ってきて埋めるのは良くないようにも思える。
東京都	・穴があるのは危険であるため、処置してもらいたい。伐根した場所の記録が残っていれば、そこに別の土を入れたこともわかる。 ・また、埋め戻すための土については、場所などの規定がない。近い場所の土であればより良い。
委員長	・次に、報告 2「都名勝洗足池公園指定範囲における樹木更新に伴う現状変更申請について」、説明願いたい。
事務局	(資料-5 都名勝洗足池公園指定範囲における樹木更新に伴う現状変更申請について説明)
東京都	・現状変更の申請は事前申請で、許可後に着手という形になる。手続き上は齟齬が生じないようにお願いしたい。 ・現状変更とは、指定当時の状態を現状、ゼロとして、そこに何かしら手を加えることを指す。人間の管理下で意図的・計画的に行われるものは現状変更に該当する。洗足池公園では、植物の成長といった自然の変化、地形の浸食などがあると思うが、こうした経年の変化は除外される。 ・非常災害など、管理が及ばない不測の事態については、事前に予測することができないため、例えば大風ですぐに倒れそうな木、樹木にうろがみつかって数日以内に伐採しないと利用者に影響があるなどの場合は、緊急的に許可を得ず作業することができる。 ・ただ、実際は現状変更申請が必要になる計画的な作業がほとんどだと思う。 ・不明な点があれば相談をいただきたい。
委員長	・法律の解釈について、難しい内容もあったと思う。時間の関係もあるため、意見のある方は後日事務局へ連絡する形でよいか。
事務局	・文化財担当宛てに連絡をいただきたい。
委員長	・最後に事務局からの連絡をお願いする。
事務局	・今年度の本協議会開催回数は、本日を含む 3 回の予定である。次回第 5 回協議会の開催は、令和 6 年 2 月頃の予定であるが、委員の皆様には開催日時が確定した段階で、改めてご案内する。 ・以上をもって第 4 回名勝洗足池保存活用連絡協議会を終了する。

以上